

## 103 万円・130 万円のライン、今月の予定

### 1、ニューズピックアップ- 103 万円・130 万円のライン

政府税制調査会は先月 30 日に、配偶者控除の見直しについて議論しました。女性の社会進出を促進するために、「勤労配偶者控除」や「移転的基礎控除」と呼ばれる控除についての案が出たようです（参考：内閣府ホームページ）。

現行制度上、(1) 配偶者がいらっしゃる方の年間給与が **103 万円を超えた場合の影響**は、①ご本人の給与に所得税が生じます（ただし、住民税については市町村によって金額が異なります。大阪市の場合は、扶養親族等がいなければ、給与が 100 万円を超えた場合に課税対象となります）。②ただし、（当然ですが）ご本人の手取り給与は増えます。また、③配偶者の税金の計算上、配偶者控除（所得税の場合 38 万円）の適用が受けられなくなります（ただし年間給与 141 万円未満までは配偶者特別控除として一定金額の所得控除をうけることができます）。④配偶者のお勤め先によっては、「扶養手当」等の手当が支給されなくなる場合があります。つまり、①～③については納税額が増えますがそれ以上に手取り額も増える結果になります。

また、(2) 年間給与が **130 万円**（60 歳以上の人や障害者の場合は 180 万円）**以上になる場合は**、健康保険料・年金保険料が免除されなくなり、ご自身で納付する義務が生じます。およそ 160 万円前後の給与にならなければ、その従業員さんの実質的な手取額は減少します。

関西学院大学の上村敏之教授の試算によると、配偶者控除による 2012 年の税収ロスは少なくとも 3,868 億円であることに對し、主婦が国民年金の保険料を払ったとすれば総額は年 17 兆円に上ります（日本経済新聞 2014 年 1 月 18 日 付朝刊）。配偶者控除を受けている人がおよそ 1,400 万人、年金保険料を納めずにすむ年収 130 万円未満の主婦は 960 万人存在し、制度改正がなかなか難しいとも言われていますが、毎年この時期になるとシフト調整に頭を悩ませる事業主さんが多いのも事実です。

### 2、今週の税務・人事・労務・社会保険トピックス-今月の予定

#### ●大阪府内の医科診療所の医療法人設立準備

大阪府内で来年 7 月 1 日に一人医師医療法人を発足させようとする医科診療所は、本年 11 月 4 日（火）～11 月 21 日（金）の期間に、大阪府医師会経理課に電話にて意思表示の登録をする必要があります（参考：大阪府医師会ホームページ「[http://oma-member.do.ai/2015-07\\_hitorihouzin.pdf](http://oma-member.do.ai/2015-07_hitorihouzin.pdf)」）。

#### ●所得税及び復興特別所得税の予定納税

6 月中旬に所轄税務署から「平成 26 年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書」が送付されている場合、12 月 1 日（月）までに第 2 期分の予定納税額を納付する必要があります（振替納税の手続きをされている場合は同日に指定口座から自動的に引き落とされます。）。

#### ●予定納税額の減額承認申請

上記の予定納税について、廃業や業況不振・災害などの理由により、本年 10 月 31 日（金）の現況で、本年分の「申告納税見積額（年間所得や所得控除などを見積もって計算した税額）」が、税務署から通知されている「予定納税基準額」よりも少なくなると見込まれる場合は、本年 11 月 17 日（月）までに所轄税務署に予定納税の減額申請をすることができます。本年に開業や医療法人成りした場合にも該当する可能性があります。

#### ●特別徴収の個人住民税（納期の特例）の納付

従業員が常時 10 人未満で、特別徴収（※給与から天引きする方式）個人住民税の納期の特例の承認を受けている場合、本年 6 月分～11 月分の給与から天引きした個人住民税を 12 月 10 日（水）までに納付する必要があります。11 月の給与計算を行った後に納付額を確認の上、期日までに納付することになります。

#### ●賞与の査定

多くの事業所が 12 月 10 日に冬季賞与を支給していますが、その金額について査定する必要があります。

#### ●年末調整の準備

年末調整の対象となる従業員さん等に「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」と「給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書」を配布し、12 月分の給与計算時までに添付書類を添えて記入提出してもらうようにしましょう。  
（担当：藤澤 文太「[fujisawa.b.fp@tkcnf.or.jp](mailto:fujisawa.b.fp@tkcnf.or.jp)」）